

「経済連携協定（EPA）介護福祉士候補者に配慮した国家試験のあり方に関する検討会」関係団体等からのヒアリングについて

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国社会福祉施設経営者協議会

OEPA 介護福祉士候補者に配慮した国家試験のあり方について

1. 試験問題をさらにわかりやすい日本語に改善するための提案

現在の難しい用語に対する配慮策についての評価

日本人の平均的な義務教育修了者が読める用語については、ルビは不要だと思われる。多くの漢字が読めないレベルでは、業務はできないし、資格試験レベルの読み書きは専門職、有資格という以前に日本社会で生活する上で必要なことである。

また、読み方がわかっても意味がわかるわけではなく、日本語の語彙を習得する上で、構成する漢字が表す意味を知ることが仕事上でも必要なことである。どうしてもルビが必要となるのは、業務でも利用者との会話でも使用頻度の低い語彙で、且つ、難度の高い漢字のみとしたらどうか。

上記と同様に、日本人の平均的な義務教育修了者が理解していることについては、表現上の配慮は不要である。ただし、昨今の日本人の若者でも知らないことがあるかもしれない風俗、習慣については、その単語が理解できなくても回答に影響しないような作問が必要ではないか。

2. 母国語・英語での試験とコミュニケーション能力試験の併用の適否に関する意見

わが国の福祉施設で働く以上、母国語、英語での試験は不要である。利用者との会話は一般的なコミュニケーション能力があればよいが、職員との情報伝達には、専門知識を持って日本語で運用する能力が必要となる。母国語と英語での試験では、最も必要な能力が測れないのではないか。母国語・英語で合格したとしても現場で日常接する利用者に対するサービスの質の確保ができるものか疑問である。

3. 効果的な学習支援に関する意見

支援を要するのは、学習者本人と施設の双方である。日本語講師が継続的に指導に当たることができない場合、施設職員はどのような支援ができるかを提案し継続的にサポートするシステムが必要。教育担当指導者の養成・育成と合格への指導方法を確立する事も必要。

また、日本語学習、受験対策学習については、国が統一的なプログラムを設定し、都道府県単位で実施するなど、統一的な対応が必要。その場合、学習にかかる諸費用を受け入れ施設で負担することは負担が大きく、受け入れ法人に対して一定の費

用補填が求められる。

さらに、可能であれば候補者本人に対しては、学習を客観的、継続的に指導できるようなメンターが必要。その場合、限られた職員で対応している福祉施設の負担を減じるためにも、メンターは施設外の者とすべき。

また、いくら支援方法が確立されていても、問題は候補者本人の考え方、目的意識、努力と性格、性質が大きく影響する。合意がないままに進めれば当然の様に問題が発生し、その解決は困難を極めることになる事も事実。

4. 候補者が、資格取得後、就労を継続していく上での介護に関する知識・技術に関する考え方

介護福祉士資格を有する能力があれば、日本人と特段の違いを考慮する必要はないと思えるが、日々、介護技術が変化している現状であることと、名称や福祉用語などの変化に対応が求められることから、定期的に EPA の方達の専用の勉強会等、継続的学習支援が必要だと思われる。

5. その他意見

本事業における介護福祉士候補者の受け入れについて、その目的が我が国における介護人材、労働力の不足を補うための外国人労働者の受け入れをめざすものなのか、途上国支援や国際交流として行うものであるのか、改めて明確にしていきたい。これまでも繰り返し言われてきたことであるが、この点について現状は呉越同舟、同床異夢の状態ではないか。

労働力の不足を補うためのものであれば、必要な人数についての将来見通しや、外国人受け入れにともなう社会への影響等、国として必要なコンセンサスを得るべきである。その上で、国が受け入れを行うこととし、教育についても責任を持つべきであり、受入れにあたっての条件を有資格者に限定するのであれば、受け入れから資格取得まで国が責任を持ち（学習費、生活費等）、資格取得後に事業所への就労を斡旋するべきではないか。

一方、途上国支援や国際交流の性格が強いというものであれば、志のある法人が相応の費用を負担して取り組むことになる。この場合であれば、試験の可否にかかわらず、一定の年限で帰国させるべきと考える。

本制度については期間内に支払われる賃金が目的であるかのような事例も聞かれる。純粹に介護福祉士の資格を取得し、我が国での就労を希望する者を支援するのであれば、これまでの制度を変更し、例えば、来日当初3年間は講習を受けヘルパー2級として、ふさわしい給料待遇のもとで介護に携わり、その実績評価と本人の希望により2年間程度の時間をかけ「介護福祉士」国家試験を受験することとしたらどうか。

候補者自身についての問題として、本人が帰国を希望すれば任期途中でも帰国出来るのに、勤務評価が著しく劣り、権利の主張ばかりで責任を全うしないなど目に余る候補者もいるが、何らのペナルティーも課す事は出来ず、施設側の大きな悩みの種となっている。ルールを守らない候補者へのペナルティーも必要ではないか。

今般の国家試験で不合格になったものの、特例として滞在の延長と再度の国家試験の受験を認めることについて本年3月30日付けで通知が発出されている。そもそも配置基準外である候補者に対し、他の職員と差別のない賃金の支払いだけでなく生活に関する支援や日本語学習に関する支援に至るまで、日本人を雇用する以上に優遇しており、受け入れ側の負担が大きいのが現状。このような状況を十分考慮せず、受け入れ施設に対し、それまでの研修を見直した「介護研修改善計画」の作成や候補者が従事する業務の内容の見直しやさらなる配慮、「研修責任者」や複数名の「研修支援者」を置くことなど、延長される1年間の学習支援や滞在費用等の一層の負担が必要であるかのような例を示し、候補者が合格できなかったことについての責任が受け入れ施設にあるかのような表現は問題である。